

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
川口ケアセンター よ風		川口市東本郷一 二六七一		訪問介護		平成二十七年十 月三十一日	
訪問介護事業所 ア・カンパニー		川口市安行北谷 五九四一		介護予防訪問介護		平成二十七年十 月三十一日	
ケア・カンパニー 介護保険相談室		川口市安行北谷 五九四一		居宅介護支援		平成二十七年九 月三十日	
まごころ介護サービス 入間		入間市野田五八 三一一 メゾン・ ド・ヴィラいるま 二一A		居宅介護支援		平成二十七年十 二月三十一日	
熊谷ケアセンター よ風		熊谷市中央五 五一一六		訪問介護		平成二十七年十 月三十日	
介護予防訪問介護		介護予防訪問介護		介護予防訪問介護		平成二十七年十 月三十日	